

# 教育機関相互における 単位認定・編入学について

## <資料目次>

(1) 審議のポイントの整理

(2) これまでの議論の経緯

(3) 主な論点についての考え方

- ① 単位認定を認める意義について
- ② 単位認定・編入学の要件について
- ③ 「単位制」でない学修の単位認定について
- ④ 省庁系大学校と大学との関係について
- ⑤ 大学評価・学位授与機構の活用について

(4) 特区要望と職業能力開発大学校・短期大学校における学修の  
単位認定について

(5) 今後の対応

## (1) 審議のポイントの整理

# 検討事項とその趣旨

## (検討の趣旨)

- 社会経済構造の変化等を踏まえ、多様な学びの場や進路選択の機会を提供していくためには、様々な教育機関における多様な履修機会が確保されるとともに、教育機関相互における流動性の高い接続の仕組みを構築していくことが必要。

## (主な検討事項)

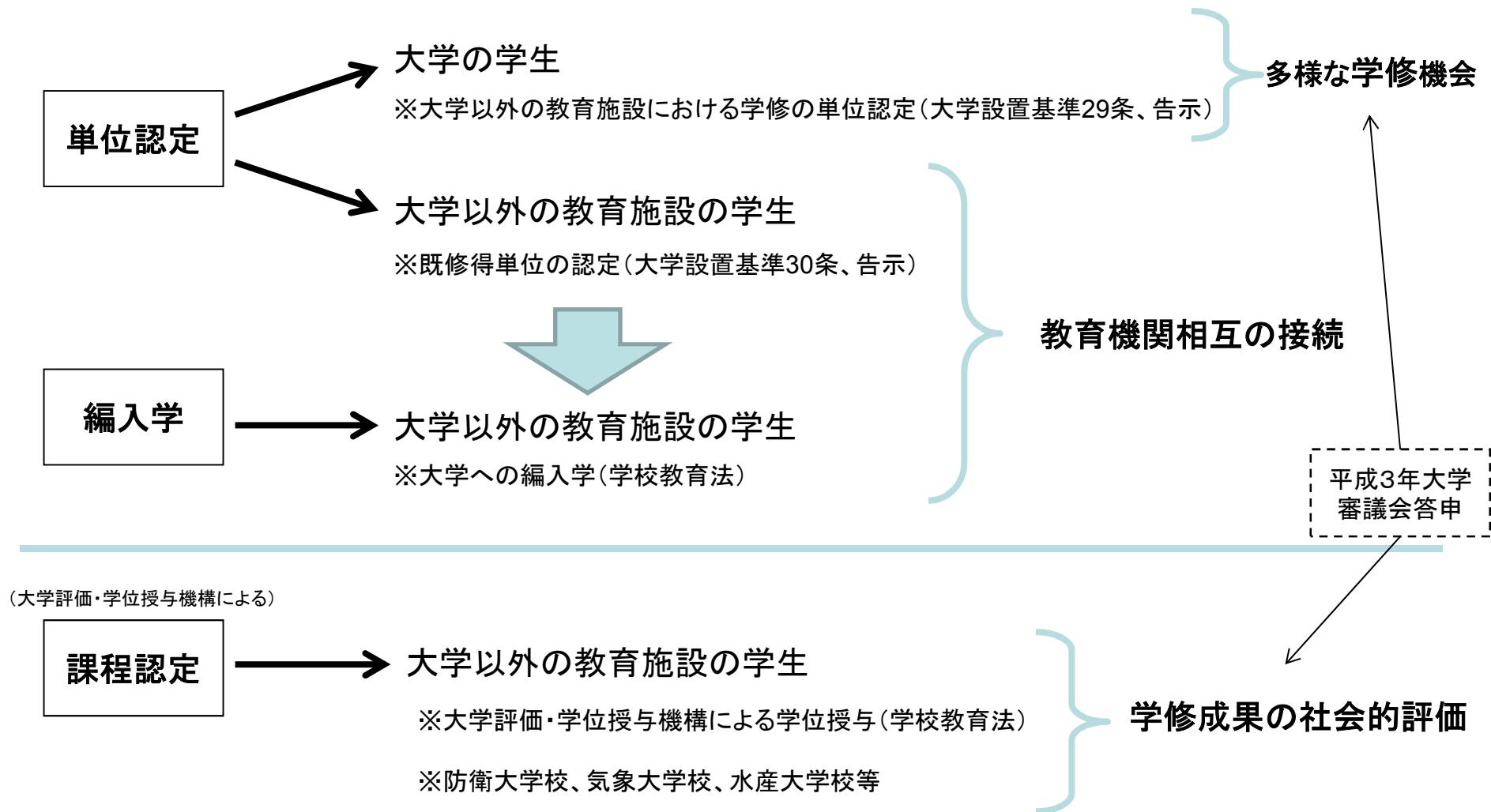
- 様々な教育機関における多様な履修機会が確保・評価され、また、各教育機関と大学との接続の円滑化を図るため、単位認定や編入学などの制度的措置について検討することが必要。

- その際、現在、単位認定や編入学が認められていない省庁系大学校や高校専攻科についての検討に加え、大学から短大・高専・専門学校への転学など、教育機関全体を見渡して、より流動性の高い接続の仕組みを検討していく。

## (当面の検討事項)

- 特区要望が出されている職業能力開発大学校・短期大学校をはじめ、省庁系大学校に係る単位認定・編入学の取り扱いについて検討する。

# 単位認定・編入学と課程認定



# 今回の検討課題の位置づけ

	効果	法令	短大・高専 専門学校 (学校教育法 に規定されて いる短期高 等教育機関)	省庁系大学校 (学校教育法以外の法律に規定されている教育施設)			高等学校 専攻科	大学における講習 資格検定 (大学設置基準に基 づき、告示で指定さ れている学修)
				防衛大学校 気象大学校 等 (4年制)	職業能力開発 大学校(4年制)	職業能力開発 短期大学校 (2年制)		
単位 認定	①大学生の、他の教育施設等における学修を、大学の単位として認定  ②大学に再入学する場合に、他の教育施設等における学修を、入学前の既修得単位として認定	省令に基づき、文部科学大臣が告示で指定	○				今後の 検討課題 (初等中等教育分科会における議論と連携した検討が必要)	○
編入学	(他の教育施設等から) 大学への編入学	法律で個別に規定 (大学教育に相当する水準の教育を組織的・体系的に実施)	○	—	—	今後の 検討課題 (単位認定の運用状況の検証等を踏まえ、法改正措置の検討が必要)	今後の 検討課題 (初等中等教育分科会における議論と連携した法改正措置の検討が必要)	
課程 認定	学士・修士・博士の学位授与	法律に基づき、学位授与機構が認定 (大学相当の教育を行うと認められるもの)	—	○	能開大からの申請が必要であるが、申請の希望なし。	—	—	

※赤線は今回の検討課題、黄色は特区における要望事項

## (2)これまでの議論の経緯

# これまでの主な意見

「教育機関相互における単位認定・編入学」について、特区要望が出されている職業能力開発大学校・短期大学校(以下、能開大等)の単位認定・編入学を中心に、大学教育部会、大学分科会において審議が行われた。これまでに出された主な意見は下記のとおり。

## ①単位認定を認める意義について

- 単位認定を認めることに、どのような意義があるのか明確にすべき。
- 単位認定を認めることは、編入学につながるのではないか。
- TOEICやTOEFLに係る学修など、多様な学修を単位として認める流れの中で、能開大の学修についても単位として認めてよいのではないか。

## ②単位認定・編入学の要件について

- 編入学を考えるのであれば、学修の質や質保証のあり方について、大学との同等性の確保が必要なのではないか。
- いずれ編入学につながることを視野に入れ、単位認定の段階から、設置基準や教員に関する要件などを明らかにしておくべき。

## ③「単位制」でない学修の単位認定について

- 「単位制」を採用していない省庁系大学校の場合、どのように単位認定するのか。
- 学生による主体的学修については、どのように評価するのか。

## ④省庁系大学校と大学の関係について

- 能開大等だけでなく、省庁系大学校の全体像を明確にすべき。
- 能開大等について単位認定を認める場合、他の省庁系大学校の扱いをどう考えるか。

## ⑤大学評価・学位授与機構の活用について

- 能開大等について「単位認定」を認める前に、防衛大学校や気象大学校のように、大学評価・学位授与機構の「課程認定」などの仕組みを活用してはどうか。

# 大学分科会における審議

## 大学分科会における議論の結果

○単位認定については、基本的に拡充していく方向で、大学教育部会において、下記の留意点を踏まえつつ具体的な検討を行う。

○「自大学以外の教育施設における学修」の場合

- ◆高等学校卒業者あるいは同程度の学力を有した者を対象にしていること。
- ◆大学や、既に単位認定が認められている教育施設(短大、高専、専門学校)における学修と同水準の学修であること。

※当該教育施設において、これらの学校と同水準の教員組織、教育課程、施設設備等が整備されていること。

○編入学については、学校種間の接続という学校教育体系全体に関わる事項であることから、大学分科会において引き続き検討を行う。



## 大学教育部会で検討すべき事項

○上記の留意点や省庁系大学校全体の状況を踏まえた上で、省庁系大学校における学修、特に、職業能力開発大学校・短期大学校における学修の単位認定を認めてよいか。

### (3) 各論点についての考え方

### (3)ー①単位認定を認める意義について

# 単位認定の意義

**意義 I :**大学生が、他の教育施設における学修について、自らの大学の単位として認定されることになり、より多様な学修機会の確保が可能。

※大学設置基準29条(大学以外の教育施設における学修)

**意義 II :**他の教育施設に在籍する者が、大学に(1年次から)再入学した場合、当該教育施設における学修について、既修得単位として認められることが可能。

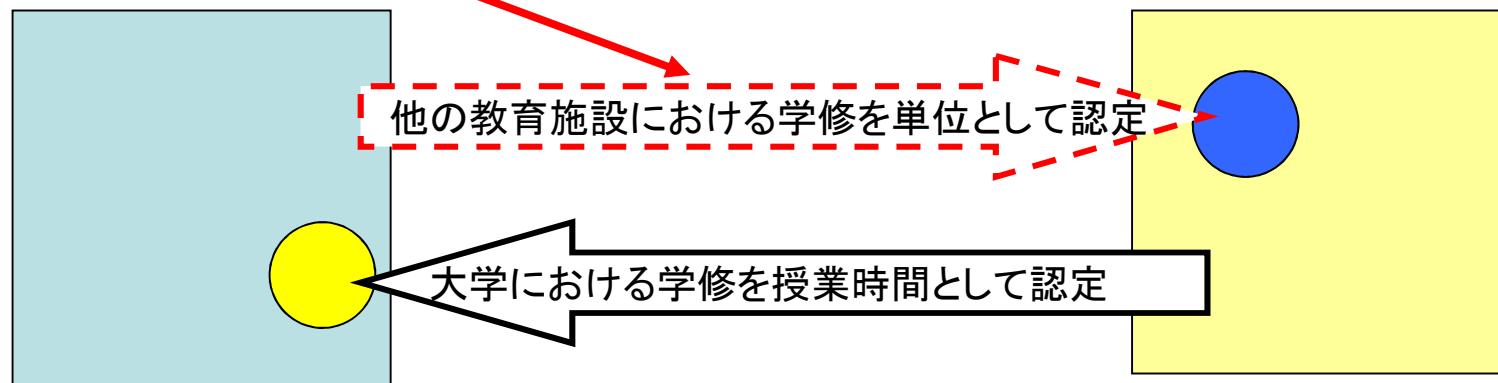
※大学設置基準30条(入学前の既修得単位の認定)

(仮に編入学を認めた場合)

**意義 II' :**他の教育施設に在籍する者が、当該教育施設における組織的・体系的な学修について、既修得単位として認定を受けることで、大学の途中年次に編入学することが可能になる。

大学

他の教育施設



## 単位認定の対象として認められている学修

学修の種類		創設年度	根拠規定
①自大学以外の教育施設における学修	他の大学において修得した単位	S47年	大学設置基準第28条1項、2項
	短期大学において修得した単位	S57年	大学設置基準第28条1項、2項
	短期大学専攻科における学修	H3年	大学設置基準第29条1項
	高等専門学校専攻科における学修	H3年	大学設置基準第29条1項
	大学専攻科における学修	H3年	平成3年告示1号
	高等専門学校における学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示2号
	専門学校(修業年限2年以上)における学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示3号
②大学において法律に基づいて行われる講習	教職免許法上の認定講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示4号
	社会教育法上の社会教育主事講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示5号
	図書館法上の司書講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示6号
	学校図書館法上の司書教諭講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示7号
③資格試験等に係る学修	認定技能審査に係る学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示8号
	TOEIC、TOEFL又はこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H11年	平成3年告示9号

※当該学修の全てについて単位認定が認められるものではなく、各大学が「大学教育相当水準と認めたもの」のみを単位認定する仕組み

## 審議会における関係答申(単位認定関係)

平成3年「大学教育の改善について」大学審議会答申(抄)

○教育内容の充実に資するという観点から、大学以外の教育施設等における学習成果であっても、大学教育に相当する一定水準以上のものについては、各大学が教育上有益と判断した場合には、その責任においてこれを評価し、自大学の単位認定の対象とする制度を新たに導入し、大学設置基準上の制度として位置付ける必要がある。

○制度の具体化にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・大学教育にふさわしい一定の教育水準を確保する観点から、短期大学の専攻科や専門学校のプログラム、技能審査等一定の範囲内とした上で、各大学の判断に任せることが適当である。
- ・実際にこの制度を活用するかどうかは、各大学の判断による。
- ・単位としての認定は、あくまで大学の責任においてその学習成果を評価し、当該大学の単位として認定するにふさわしい内容であると判断した場合に限り認められるべきもの。
- ・専門学校等での履修や技能審査等の成果が、学生の申請だけでそのまま単位として認定される趣旨でないことは言うまでもない。

平成10年「21世紀の大学像と今後の改革方策について」大学審議会答申(抜粋)

○大学以外の教育施設等における学修については、学修選択の多様化・柔軟化のため、大学が単位認定できる学修の範囲について、文部大臣が定める範囲という枠をなくして完全に大学の判断にゆだねるべきであるという考え方がある。しかしながら、国内及び海外の大学間の連携が進み、学生の流動性が高まり、選択の幅が広がっていく中で、国内及び海外の大学が単位互換や転編入学等を推進していく上で、学生の履修の成果を判断する指標となる単位については、1単位の内容が全国共通の一定水準以上の内容を持つものとして標準化され、明確化されていることが望ましい。

したがって、大学以外の教育施設等における学修を単位認定できる範囲についても、大学教育に相当する一定水準以上の内容を持つものとして全国共通的に文部大臣が定めるという現行制度の枠組みを維持することが必要であるが、その範囲については、TOEFLやTOEIC等社会的評価が高いと認められる資格試験に係る学修について単位認定が認められるべきとの指摘なども踏まえ、逐次適切に見直しを行う必要がある。

### (3)ー②単位認定・編入学の要件について

### 大学分科会における議論の結果

○単位認定については、基本的に拡充していく方向で、大学教育部会において、下記の留意点を踏まえつつ具体的な検討を行う。

○「自大学以外の教育施設における学修」の場合

- ◆高等学校卒業者あるいは同程度の学力を有した者を対象にしていること。
- ◆大学や、既に単位認定が認められている教育施設(短大、高専、専門学校)における学修と同水準の学修であること。

※当該教育施設において、これらの学校と同水準の教員組織、教育課程、施設設備等が整備されていること。

○編入学については、学校種間の接続という学校教育体系全体に関わる事項であることから、大学分科会において引き続き検討を行う。

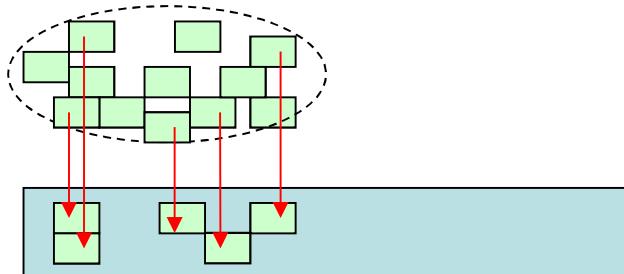


### 大学教育部会で検討すべき事項

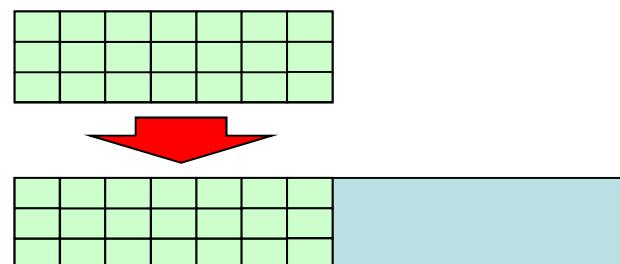
○上記の留意点や省庁系大学校全体の状況を踏まえた上で、省庁系大学校における学修、特に、職業能力開発大学校・短期大学校における学修の単位認定を認めてよいか。

# 単位認定と編入学

	大学以外の学修に対する単位認定	編入学
意義	多様な学修機会の確保(他の教育施設における学修等を大学の単位として評価)	他の学校種の途中年次への接続を可能にする
法令	告示事項 (平成3年文部省告示)	法律事項 (学校教育法)
効果	・大学以外の教育施設における学修の認定 ・大学入学前の既修得単位の認定	・大学入学前の既修得単位の認定 ・途中年次への入学
対象	短大(専攻科含む)における学修 高専(専攻科含む)における学修 専門学校(修業年限2年以上)における学修 法律に定める講習(教員免許認定講習、社会教育主事講習など) 文部科学大臣認定技能審査(英検、漢検等)に係る学修 TOEFL, TOEICに係る学修	短大卒業 高専卒業 専門学校(修業年限2年以上+授業時間1700時間)修了



大学以外での一定の学修については、個別に大学の授業科目とみなすことができるが、修業年限の短縮につながるものではない。(最大で60単位までしか認められない。)



一定の組織的・体系的な学修全体が単位認定の対象となる場合、修業年限の短縮が可能(=3年次等への編入学が可能)  
(編入学の場合、60単位を超えて認定することも可能)

## 単位認定・編入学についての検討のアプローチ

○編入学においては、編入前の学修が、編入先の大学において単位認定を受けられることが前提となる。

○そのため、編入前の学修が、

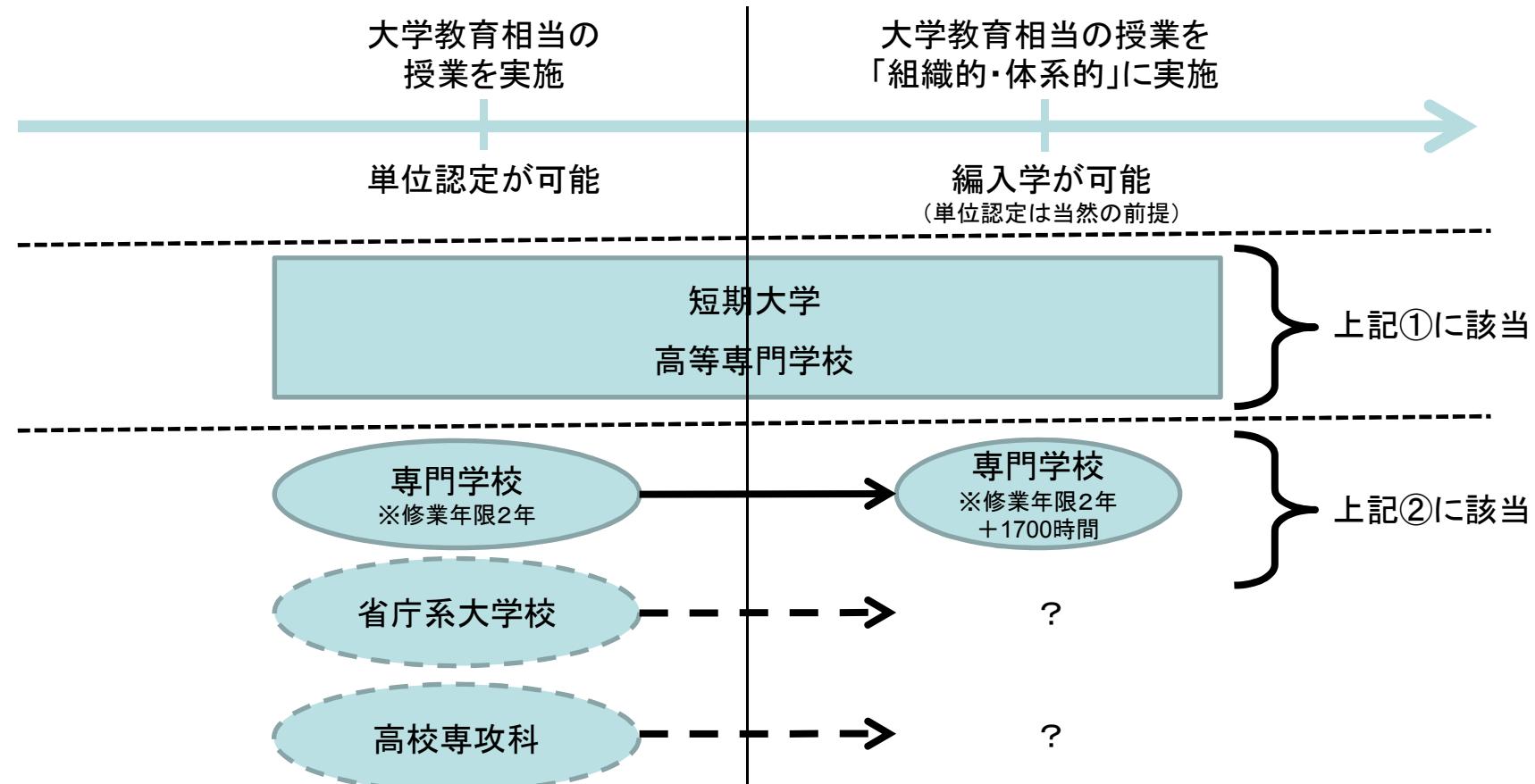
①制度として、大学相当の教育を行うものとして位置づけられている機関で行われていること、

②実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容の学修が行われていること、

のいずれかの担保が必要である。

○省庁系大学校や高校専攻科など、①に該当しない教育機関の場合には、②の確認が必要となる。

○②として認められるためには、大学における単位として、実際に認定を受けている実績が求められる。そのため、まずは単位認定の途を開くことについての可能性を検討する。



## 編入学制度について

- 編入学とは、一般に種類の異なる学校の途中年次への入学」のことであり、学校教育法で規定されている修業年限の短縮に当たることから、法律上の根拠が必要である。
- 現在、編入学が認められているのは、原則として、下記の3類型のみ。

	編入学制度創設時期	根拠規定	学校に関する要件	学生に関する要件
短期大学 (S25年創設)	同左	学校教育法 第108条7項	—	短期大学を卒業していること
高等専門学校 (S36年創設)	同左	学校教育法 第122条	—	高等専門学校を卒業していること
専門学校 (S50年創設)	H10年	学校教育法 第132条	①修業年限2年以上 ②課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上	①左記の要件を満たす専門学校を卒業していること ②大学入学資格を有する者であること

- なお、短大・高専が制度創設当初から大学への編入学が認められていたのに対し、専門学校については、下記のような経過で編入学が認められている。

平成3年 文部省告示第68号(単位認定の対象となる学修を規定)

専門学校(修業年限2年以上)における学修が、大学における単位認定の対象になる。

平成4年 生涯学習審議会答申

専門学校卒業者に大学編入学資格を認めることについて、今後検討が望まれるとされ、以後、大学審議会において検討。

平成10年 学校教育法改正

一定の基準を満たす専門学校(修業年限2年+授業時間1700時間)について、大学への編入学を認める。

(3)ー③「単位制」でない学修の  
単位認定について

## 「単位制」でない学修の単位認定について

- 大学以外の教育施設の中には、「授業時間制」を採用している場合もあり、必ずしも、大学と同様の、主体的学びを前提とした「単位制」の考え方は採られていない。
- そのため、大学以外の教育施設における学修を大学の単位として認める場合、適切な「単位換算」を行うことが必要となる。この点は、大学における単位の実質化を進め、我が国の大学における単位制度に対する国際的な信頼性を確保するためにも重要な点である。
- そこで、単位認定に関する告示を改正する際に、下記の事項について徹底するよう通知する。
- また、認証評価における教育課程に関する評価に際しても、単位認定における適切な単位換算が考慮されるよう、当該通知を認証評価機関にも伝達する。

- ・授業の内容に応じた、適切な授業時間が確保されていること。講義であれば、1単位当たり15時間の授業が行われていること。
- ・授業以外の学修時間を含め、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容が認められること。講義であれば、30時間に相当する主体的な学修が求められる内容であること。
- ・各大学は、大学以外の教育施設における教育課程、シラバス等を参照し、上記の点を確認した上で単位認定しなければならないこと。

### (3)ー④省庁系大学校と大学の 関係について

# 省庁系大学校の概要

※「大学校」については、法令上の規定がなく、その実態も多種多様であるが、ここでは学校教育法以外の法律に基づいて国又は独立行政法人によって設置されている教育施設のうち大学校の名称を用いている施設を省庁系大学校として整理した。（※「-」は法改正が必要な事項。）

(学位授与機構による)

	大学校名	主たる目的	単位認定	編入学	課程認定
① 高等 学校 卒業 程度 対象  (4年 制 課程)	防衛大学校	幹部自衛官の育成	×	-	○
	防衛医科大学校	幹部自衛官(医師)の育成	×	-	○
	海上保安大学校	海上保安庁の幹部職員等の教育訓練	×	-	○
	気象大学校	気象庁の幹部候補生の養成	×	-	○
	水産大学校	水産業を担う人材の育成	×	-	○
	国立看護大学校	先端医療等で活躍できる看護師、助産師の育成	×	-	○
	職業能力開発総合大学校	職業訓練指導員の養成・研修	×	-	○
	職業能力開発大学校	ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	×	-	×
(2年 制 課程)	職業能力開発短期大学校	ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	×	×	-
	海技短期大学校	航海士・機関士等の養成	×	×	-
度卒 対業短 象程大  ②	海技大学校	船舶運航技能等の教授	×	-	
	航空大学校	エアライン・パイロットの養成	×	-	
③ 各省 庁職 員や 関係 者等 対象  ④	警察大学校	警察職員に対する教育訓練	×	×	×
	税務大学校	税務職員に対する研修	×	×	×
	自治大学校	地方公共団体の職員に対する研修	×	×	×
	消防大学校	消防職員、消防団員に対する教育訓練	×	×	×
	国土交通大学校	国土交通行政に関わる者に対する研修	×	×	×
	航空保安大学校	航空管制官等の航空保安職員の養成	×	×	×
	労働大学校	労働基準監督官等の労働行政職員の研修	×	×	×
					23

### (3)―⑤大学評価・学位授与機構 の活用について

## 単位認定と課程認定

	単位認定	課程認定
認定の主体	各大学	大学評価・学位授与機構
意義	多様な学修機会の確保	大学以外の教育施設において教育を受けた者について、履修成果を社会的に適切に評価
法令	告示事項(平成3年文部省告示)	法律事項(学校教育法第104条4項2号)
対象	大学以外の教育施設等における「学修」	学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる「課程」で、大学相当の教育を行うと認められるもの
具体例	高専、専門学校における学修 社会教育主事講習や教員免許法上の認定講習 TOEIC, TOEFLに係る学修 等	防衛大学校、防衛医科大学校、気象大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校、国立看護大学校(※7大学校) ※教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について、学校教育法や大学設置基準等に照らして審査 (申請ベース)
効果	大学以外の教育施設等における「学修」が、各大学における単位として認められる (認定の可否については、各大学が判断)	修了者について、大学評価・学位授与機構から学士・修士・博士の学位授与が可能
学校種間の接続	単位認定だけで接続につながるものではない。ただし、大学等に再入学した際には、既修得単位として認定を受けることが可能	学位が授与されることにより、大学院への進学が可能となる。(※課程認定を受けている大学校の修了者については、学位授与の有無にかかわらず、原則として、大学院入学資格が認められる。)

## 大学評価・学位授与機構における課程認定の仕組み

- 大学以外の教育施設に設置された課程のうち、学士課程・修士課程・博士課程に相当する水準の教育を行っていると機構が認定した課程の修了者のうち、大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対して学位を授与するもの。
- 具体的な審査については、同機構の学位審査会において、各省庁大学校からの申請を受けて、各課程の教育課程・修了要件・教員組織・施設設備等について、学校教育法や大学設置基準・大学院設置基準等の関係法令に照らして審査を行うもの。

※課程認定に際しては、下記の資料の提出を求め、審査を行っている。

- ・教育施設等の概要を記載した書類
- ・課程の趣旨、沿革等を記載した書類
- ・教育施設の規則
- ・教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ・講義要目（課程の全授業科目）
- ・教育施設の長及び教員の個人調書
- ・設備の概要を記載した書類
- ・校地等の概要を記載した書類
- ・校舎その他の建物の概要を記載した書類
- ・附属病院の概要（医師、歯科医師、看護師等の配置等を含む）を記載した書類

- 認定を受けた課程については、原則として5年ごとに教育の実施状況等についての審査が行われる。

# 職業能力開発大学校・短期大学校に対する「課程認定」について

現在、職業能力開発総合大学校については、大学評価・学位授与機構の「課程認定」を受けているが、職業能力開発大学校については、「課程認定」の制度により対応することについては、下記のような課題がある。

大学校名	主たる目的	単位認定	編入学	課程認定
（4年制） （2年制）	・職業能力開発総合大学校 職業訓練指導員の養成・研修	×	—	○
	・職業能力開発大学校 ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	×	—	×
	・職業能力開発短期大学校 ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	×	×	—

## 【職業能力開発大学校に対する「課程認定」について】

### ◆「課程認定」の目的

○能開大等における学修を大学の単位として認定することは、「学修機会の多様化」や「教育機関相互の接続」を目的とするものである。一方、「課程認定」は、履修成果を社会的に評価することを目的にするものであることから、課程認定を認めたとしても、「学修機会の多様化」や「教育機関相互の接続」につながらない。

### ◆「課程認定」の要件

○大学評価・学位授与機構の「課程認定」では、大学設置基準等の適合性が求められるが、職業能力開発大学校については、実技科目を中心とした課程を維持したいと希望していることから、「課程認定」を求めるとは考えていない。

#### （参考）

既に「課程認定」を受けている職業能力開発総合大学校については、大学設置基準への適合性を確保するため、同機構の指摘に応えて、下記のように教育課程を変更している。

##### ①教育課程の再編成・授業科目の追加

- 例)・専門学科に連動する自然科学系科目の充実（「微分積分」「線形代数」、「物理学」、「化学」など）
  - ・実験、実習に加えて、新たな技術への探求力、想像力や論理的思考力を培うために「卒業研究」を導入
  - ・生産現場の指導者として必要なスキル習得のための科目の充実（「経営管理」、「企画開発マネジメント」）

##### ②基礎科目・専門学科の充実（その分、実技科目を削減）

- ・基礎科目や専門科目を充実するため、実技科目を432時間削減。

## (4) 特区要望と職業能力開発大学校・短期 大学校における学修の単位認定について

# 特区要望の経緯と検討の方向性について(案)

## (1) 経緯

平成15年に熊本県・長野県から、平成21年に山形県から、職業能力開発短期大学校の大学への編入学に関して特区要望。

## (2) 検討の方向性(案)

- 学生の学習機会の多様化や、教育機関相互の接続を進めていくことは重要であり、そのためにも、単位認定や編入学については、質の保証に留意しつつ、積極的に検討していく。
- なお、特区要望は編入学の要望であるが、大学への編入学を認めるためには、職業能力開発短期大学校における学修を、高等教育相当レベルのものとして単位認定できることが前提となる。
- 職業能力開発大学校及び短期大学校については、既に単位認定が認められている短期大学や専門学校等と比較して、教員組織、教育課程、施設設備等の面で遜色ないものと考えられることから、単位認定については認めることとしたい。
- なお、大学への編入学については、単位認定制度の活用状況等を踏まえて、大学分科会において、さらに検討を行うこととしたい。

## 特区要望の経緯について

- 平成15年に熊本県・長野県から、平成21年に山形県から、職業能力開発短期大学校の大学への編入学に関する特区提案が行われた。
- 平成22年1月の構造改革特別区域推進本部決定において、「職業能力開発短期大学校から大学への編入学」が盛り込まれた。
- 編入学については特に慎重な検討が必要であるため、まずは「職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定する仕組みの充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、関係法令等の見直しに向けて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において速やかに検討を行う」こととしている。
- また、大学への編入学の今後のあり方については、「単位認定制度の活用状況や中央教育審議会での議論等を踏まえて、関係省庁と連携しつつ、平成25年度中を目途に結論を得るべく速やかに検討を行う」としている。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る過去の未実現提案等についての政府の対応方針  
(平成22年1月29日 構造改革特別区域推進本部決定)

### <政府としての検討の概要>

職業能力開発短期大学校は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、法令上、学校教育法で定める教育の目的を実現する教育機関として継続的な活動を行うものとして位置づけられておらず、編入学前の学校等における教育等が、編入学を受け入れる大学における学習と同等以上であると判断できる制度上の担保が法令において存在しないため編入学は認められていない。しかし、大学教育をより開かれたものとするという観点から、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み(大学設置基準第29条等)の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する

### 構造改革特区において講じられた規制の措置のあり方にかかる評価・調査委員会に関する今後の政府の対応方針

(平成24年4月9日 構造改革特別区域推進本部決定)

(前略)大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や中央教育審議会での議論等を踏まえて、関係省庁と連携しつつ、平成25年度中を目途に結論を得るべく速やかに検討を行う。

## 厚生労働省からの要望について

大学校・短期大学校の学生の高度な専門知識を習得する機会の拡大につながるとともに、大学生も大学校・短期大学校の実習・演習等を受講することで、双方向で実践的な技能・技能を習得できるよう  
にとなるとして「単位認定」の創設を求めている。

### ＜厚生労働省提出資料＞

- 職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校(以下「能開大」という。)は、新規高卒者等を対象に、高度実践技術者や生産技術・生産管理部門のリーダーを育成するための職業訓練を実施する施設であり、職業能力開発促進法に基づき設置される公共職業能力開発施設である。
- 能開大の専門課程(2年間)・応用課程(2年間)において、産業界の人材ニーズへの対応を重視し、豊富な実習、演習を通じて、一連の生産活動全般に対応できる実践力習得のための職業訓練を実施している。
- 一方、近年の産業構造・就業構造の変化、グローバル化等の社会経済環境の変化等を背景に、専門的な職業能力の育成が求められるとともに、失業に伴う新たな職業能力を身につける必要性が高まっている。
- こうした中、能開大が実施する職業訓練について大学の単位として認定する仕組みを設けることは、能開大で履修した専門学科や一般教養科目には大学の履修科目と共通する部分もあることから、能開大の卒業生が大学に入学し、より高度な専門知識の習得機会の拡大につながるとともに、大学と生産現場の即戦力となる技能者を育成する能開大が連携することによって、大学生が能開大の実習・演習等を受講し、実践的な技能・技能を習得することも可能となるものである。
- それぞれの特色を活かし効果的な教育訓練を実施することは、社会経済環境が大きく変化する中で、専門的な職業能力を持った人材の育成にとっても重要である。

# 職業能力開発大学校・短期大学校の概要

## (1) 設置目的

高校卒業者等を対象に、高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する（職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設、通称：ポリテク・カレッジ）

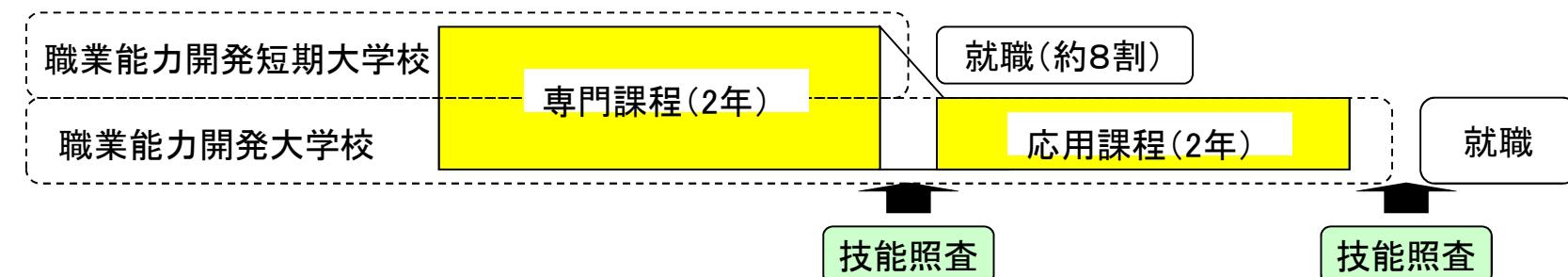
## (2) 施設数

大学校 10校 短期大学校 26校（平成24年4月現在）

## (3) 訓練

専門課程 2年(2800時間)

応用課程 2年(2800時間)



※技能照査：職業訓練修了時にその訓練において習得すべき技能と知識を判定するもの

## (4) 在学生数

8,452人(平成23年度)

## (5) 主な訓練科

生産技術科、電気エネルギー制御科

電子情報技術科、住居環境科



ワイヤカット放電加工実習



鉄筋コンクリート型枠施工実習

# 職業能力開発大学校・短期大学校の制度概要

目的	労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及び知識を習得する
対象	高校卒業者又は同等以上の学力を有する者(※応用課程は、主に専門課程修了者)
訓練期間	専門課程2年、応用課程2年
授業時間	専門課程2800時間以上、応用課程2800時間以上
指導員の資格	<p>①博士若しくは修士の学位を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</p> <p>②大学又は職業能力開発総合大学校・大学校・短期大学校において、教授、准教授、専任講師、又はこれに相当する職員としての経験を有する者</p> <p>③助教又はこれに相当する職員としての経験を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</p> <p>④大学又は職業能力開発総合大学校・大学校・短期大学校において、三年以上、助手又はこれに相当する職員としての経験を有し、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</p> <p>⑤研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</p> <p>⑥三年以上、教育訓練に関する指導の経験を有し、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの</p> <p>⑦十年以上の実務の経験を有し、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</p>
指導員数	訓練生数、訓練の危険程度や指導の難易に応じた適切な数 ※平均値:12人
校地・校舎	規定なし ※平均値:校地約45000m <sup>2</sup> 、校舎約10000m <sup>2</sup>
施設設備	教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるもの ※教室(、図書室、保健室、指導員室、実習場は全て完備。運動場・体育館についてもほぼ完備している。
自己評価	特になし
外部評価	独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構立については独立行政法人評価の一環として評価が行われている。

## (5) 今後の対応

## 今後の対応

- 様々な教育機関における多様な学修機会が確保されるとともに、教育機関相互における流動性の高い接続の仕組みを構築していくことが必要。
- このような観点から、職業能力開発大学校・短期大学校の単位認定とあわせて、大学評価・学位授与機構の課程認定を受けている省庁系大学校における学修の単位認定についても認める方向で関係省庁と調整を行う。
- 編入学については、下記の論点を踏まえて検討を行う。

(編入学を検討する際の主な論点)

- ・教育目的、教育内容の大学相当性
- ・教育課程の組織性・体系性
- ・自己点検・評価、外部評価など、教育の質を保証するための仕組み